

# 学校選択制度のご案内

区では、区立小・中学校の中から入学を希望する学校を選ぶことが出来る学校選択制度を実施しています。

年度入学生より、自由選択制から隣接区域選択制に変更しました。  
\*選択出来る学校は、左表参照  
対象 区内在住で、区立小学校へ入学する方

27年4月1日現在在籍していれば、弟・妹が隣接区域外の学校を選択出来ます。ただし、選択した学校への入学を優先的に認めるものではありません  
\*区立小学校、区立東小学校は学校選択制限校のため、通学区域外からの選択は出来ません  
●中学校  
生徒の通学の安全を考慮し、中学校の自転車通学を廃止しまし

た。徒歩または公共交通機関を利用して通学して下さい。  
対象 区内在住で、区立中学校へ入学する方  
\*25年度入学生までの在校生は、自転車通学が可能です  
●1学期に学校説明会を実施  
通学区の学校の教育方針や活動状況、校風などを知って頂くため、1学期に各小・中学校で通学区にお住まいの児童とその保護者向けの学校説明会を開催します。  
●学校選択制度のスケジュール  
▽6～7月：学校説明会(第1回)  
▽9～10月：学校説明会(第2回)  
▽10月下旬：希望校申込書の提出締め切り  
▽11月～翌年2月：入学校決定  
\*25年度から、学校合同説明会を実施していません  
\*27年度入学生には個別に詳細を郵送で通知します

荒川区立小学校選択可能校一覧(隣接区域選択制)

学校名	隣接校	選択可能校数
瑞光	第二瑞光、第三瑞光、第六瑞光、第二峡田	5
第二瑞光	瑞光、第三瑞光、第六瑞光	4
第三瑞光★	瑞光、第二瑞光、(汐入)、(汐入東)	3
汐入★	第三瑞光、(汐入東)	2
汐入東★	第三瑞光、(汐入)	2
第六瑞光	瑞光、第二瑞光、第二峡田、第三峡田	5
峡田	第二峡田、第三峡田、第九峡田、赤土、第三日暮里、第六日暮里、ひぐらし	8
第二峡田	瑞光、第六瑞光、峡田、第三峡田、第四峡田、第七峡田、第九峡田	8
第三峡田	第六瑞光、峡田、第二峡田、第三日暮里	5
第四峡田	第二峡田、第五峡田、第七峡田、第九峡田、大門、赤土	7
第五峡田	第四峡田、第七峡田、大門	4
第七峡田	第二峡田、第四峡田、第五峡田	4
第九峡田	峡田、第二峡田、第四峡田、赤土、大門	6
尾久	尾久西、赤土、大門、尾久宮前	5
尾久西	尾久、尾久第六、尾久宮前	4
尾久第六	尾久西	2
赤土	峡田、第四峡田、第九峡田、尾久、大門、尾久宮前、第六日暮里	8
大門	第四峡田、第五峡田、第九峡田、尾久、赤土	6
尾久宮前	尾久、尾久西、赤土	4
第一日暮里	第六日暮里、ひぐらし	3
第二日暮里	第三日暮里、ひぐらし	3
第三日暮里	峡田、第三峡田、第二日暮里、ひぐらし	5
第六日暮里	峡田、赤土、第一日暮里、ひぐらし	5
ひぐらし	峡田、第一日暮里、第二日暮里、第三日暮里、第六日暮里	6

\*★の(汐入)、(汐入東)は、学校選択制限校のため、通学区域外からは選択出来ません

## 特別支援学級

### 見学会と就学相談

#### ●特別支援学級見学会

教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための、特別支援学級の教育内容を見学出来ます。

#### ●特別支援学級見学会日程表

対象 区内在住で、27年4月に小・中学校に入学予定または現在通常の学級に在籍している児童・生徒の保護者

期日 7月1日(火)～10月31日(金)

対象 区内在住で、27年4月に小・中学校に入学予定の児童・生徒

●荒川区就学相談会

特別な支援を必要とするお子さんの可能性を發揮出来る教育の場を、専門家の意見を聞きながら保護者と一緒に考えます。

申込み・問合せ 学務課(区役所3階) 内線3339

#### 人権擁護委員

氏名	電話番号
大家 康子	(3803) 1795
松熊 貴代	(3807) 9314
高田 正道	(3806) 9167
宇津井 洋子	(6806) 7875
宮崎 万壽夫	(3296) 7551
上原 章	(3892) 2431
鈴木 文男	(3893) 9363
小林 美奈子	(3806) 8529
新田 知子	(6328) 2755

\*宇津井委員、新田委員は子ども人権委員を兼ねています

## 6月1日 人権擁護委員の日

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、正しい人権意識の普及や人権侵害に関する相談に応じています。人から理由のない嫌がらせや差別を受けるなどで困った時は、人権擁護委員にご相談下さい。

相談は無料で、秘密は厳守します。区内の人権擁護委員は左表のとおりです。直接ご連絡下さい。

●相談するには

●特設人権相談

●区民相談所の法律相談

●区民相談所の法律相談

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

## 安全で住みよい街づくりのために 建物の耐震化等を支援します

### ●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

補助対象費用の限度額の単価について、耐震診断、耐震補強工事等の費用の実態に合うように引き上げました。また、建物所有者の耐震診断・耐震補強工事等の費用負担を軽減するため、補助金を耐震診断、耐震補強工事等実施業者に直接支払う「委任払い」を始めました。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路(尾久橋通り、日光街道、明治通り)の一部)沿道建物の耐震診断・

耐震補強設計・耐震補強工事等 木造建物の耐震診断は原則全額補助します。また、非木造建物の耐震診断費用の一部を補助します(住宅の補助限度額は15万円)。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された住宅・マンション等

●耐震診断で工事等が必要になった場合

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

## リサイクル自転車を販売します

期日 5月25日(日) 返元者福祉施設へ  
販売台数 一店2台程度 されます  
販売店 下表のとおり 問合せ  
販売価格 7000円(防犯登録手数料を含む) 荒川区社会福祉協議会 (3802) 2794  
\*売上金の一部は、障がい者福祉施設へ還元 (3802) 3831

店名	所在地	電話番号
田上 サイクル店	南千住1-43-2	(3807)6151
サイクルショップヨシダ	南千住2-10-5	(3802)2418
ホンダウイングクジライ	南千住5-6-13	(3801)5893
大里 サイクル	南千住6-25-3	(3807)6361
渡辺 商会	荒川2-15-4	(3802)1851
吉村 モーターズ	荒川2-47-7	(3803)5454
内田 輪業	荒川3-32-9	(3806)4751
サイクルショップアライ	町屋3-1-14	(3895)4309
浅野 自転車商会	町屋5-14-14	(3895)7063
渡辺 モーターズ	東尾久1-14-4	(3895)2714
竹内 サイクル	東尾久2-30-1	(3895)4689
山田 輪店	東尾久6-9-4	(3895)1970
直井 商会	東日暮里3-42-12	(3801)2773
集貝 商	西日暮里1-14-2	(3801)2790

区民の皆さんの自主的な活動を掲載するコーナーです。活動の内容等お問い合わせの上、ご自身の判断で参加して下さい。  
◆あらかわ文化村「さつき教室花季展」  
▽日時：5月24日(土)・25日(日) 午前9時～午後7時(25日は午後4時まで)▽会場：あらかわ文化村(西日暮里6-7-16)▽入場料：無料▽問合せ：あらかわ文化村(3893)1007

## 官公署

自動車税納期限は6月2日

金融機関、コンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン、携帯電話からインターネット

6月1日から、改正道路交通法が施行

トバンキングやクレジットカードで納付出来ます。

問合せ 自動車税コールセンター (3525) 4066

6月1日から、改正道路交通法

トバンキングやクレジットカードで納付出来ます。

問合せ 自動車税コールセンター (3525) 4066

6月1日から、改正道路交通法

トバンキングやクレジットカードで納付出来ます。

問合せ 自動車税コールセンター (3525) 4066

●耐震補強設計・耐震補強工事等 木造建物の耐震診断は原則全額補助します。また、非木造建物の耐震診断費用の一部を補助します(住宅の補助限度額は15万円)。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された住宅・マンション等

●耐震診断で工事等が必要になった場合

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業を拡充

●耐震診断支援

●老朽空家住宅除却助成

●プロック塀等撤去助成